

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第68号 大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第68号大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） それでは、2ページの新旧対照表をお開きください。

第34条交通安全施設の中に、自動運行補助施設を追加するものです。

新しく、第45条歩行者利便増進道路を追加するものです。第1項では、歩行者利便増進道路に設けられる歩道等に歩行者の滞留に供する部分を設けることを規定してございます。第2項では、歩行者利便増進施設等の設置ができることを、また当該場所に街灯、ベンチ等の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件を設けることができることを規定しています。第3項では、歩行者利便増進道路の構造を規定しております。

第46条以降は、第45条が追加されたことによる条ずれによる改正でございます。

以上、御審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、ちょっと1点だけ確認させていただきたいんですけども、今回のこの改正によりまして、私は歩行者の滞留とかそういうの、にぎわいの空間をつくる、それが今回の主な目的だと思っておりますが、今新しく町ができて、本当に空間もゆったり取ったまちづくりの中で、現状の道路使用と比較してどのような課題があるんでしょう。1点お願いします。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） そもそもこの歩行者利便増進道路、いわゆるほこみちと呼ばれるものは、今回の新型コロナの発生で3密の回避ということで、食堂の中では食事がなかなかできない、人数制限ができるとかということで、それを外のカフェ

テラスとかで使うという特例で、今回占用特例をずっと認めている、今回認めている状態がございます。これを、その効果がある程度よかったというか、それに基づいてこれをさらに恒常的なものとして規定するという制度でございます。

この制度によって、歩行者利便増進道路に指定された道路については、占用特例が認められてございます。無余地性の基準にとらわれず、カフェやベンチなどの歩行者の利便増進のための必要な機能を配置することが可能ですし、占用期間は5年ごとの最大20年、あるいは占用料の減免ということで10分の1というふうになります。しかし、歩行者利便増進道路に指定されていない道路については、これまでどおりの占用許可制度が適用となりますので、全ての道路がこういった形で特例が認められるというわけではございません。歩行者利便増進道路の指定については、道路管理者が地域の商工会や商店街の団体からの要望等を踏まえて指定することになります。

以上です。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。今の課長の特例という御答弁がありました、その例えば大槌町内の町の街路を見ますと、特例措置が講ぜられるようなケースが考えられるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 今回のまず新型コロナの特例ですけれども、町内においては、それは特定を申請された事例はございません。実際、利便増進道路なんですけれども、増進施設の部分は歩道とかに設けられるわけですけれども、そうしますと、大体5メートルから6メートルぐらいの歩道のところの歩行者の通行部分を確保した上での設置となりますので、なかなか大槌町の道路の、特に町道の中では、そういった大きな幅の広い歩道がないので、なかなか制度ができましたけれども利用できるというのは難しいのかなというように考えてございます。

○議長（小松則明君） 質疑、阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 確認したいんですが、これは申請を受けてからということで了解していいわけですね。確認です。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） これは事前に商工会さんとかそういったのと話をした上で、制度として指定をするということです。それから、手続はいろいろあります。

道路管理者として警察も協議しますし、そして指定された上で、さらに公募で、占用者を公募してやるというような形になります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） すみません、この指定とかそういうこと、例えば申請とかそういうことについての条文とかそういうのは必要ないわけですか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 条文というよりも、どういったふうに使いたいかというような話がまず先に来て、それに応じて、どの部分のどの道路をするか、指定するのは道路の区間を、ここからここまでをしますというような形になります。その間にもバリアフリーの関係でありますとか、今言ったような普通の道路上ですので、道路使用区間の関係とか、そういったものの協議を経た上で道路管理者が位置を指定して、その部分で道路、この歩行者利便増進道路ということになって、それからの占用の公募ということになります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第68号大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第69号 大槌駅観光交流施設の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第69号大槌駅観光交流施設の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 議案第69号大槌駅観光交流施設の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

大槌駅観光交流施設は、現在一般社団法人大槌町観光交流協会が指定管理を行ってお

り、令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了することから改めて指定管理者を指定するものでございます。

次のページをお開きください。

施設の概要でございますが、名称は大槌駅観光交流施設であります。

次に、設置目的及び施設内容につきましては、記載のとおりでありますので読み上げは省略させていただきます。

指定する団体の概要でございますが、団体の名称、一般社団法人大槌町観光交流協会、代表者は代表理事千代川茂、設立年月日は平成30年4月2日。

主な活動内容は、町の補助事業では一般社団法人大槌町観光交流協会運営費、町からの受託事業としては大槌町ふるさと納税事務一括代行業務等でございます。

指定管理の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。

次のページをお開きください。

指定管理者が行う業務の範囲につきましては、大槌町観光交流施設の使用の許可に関する業務、大槌駅観光交流施設の維持管理に関する業務、大槌駅観光交流施設の利用の促進に関する業務、三陸鉄道株式会社との委託契約による業務、その他町が必要と認める業務としてございます。

説明については以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この内容につきましては異論がございませんが、この議案提出のタイミングの時期というところでお尋ねしたいんですが、この期間が来年の4月1日からということで、まだ12月ということで3か月とかそれ以上の期間がまだ残されている中で、継続した指定管理を議案提出する場合の役場等の期間上の提出時期のルールというところを少し確認させてください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 更新に当たりましての、特にルールというか、例えば6か月前にきなさいとか3か月前にきなさいということはございません。というのは、例えば準備期間が必要であるもの、例えば新たに初めて運営するような施設に関しましては例えば練習とか研修が必要であるということであれば長期にわたって、先にわたって指定管理をすることができるということもございますので、一概にいつだという指定期間の期間はございません。

今回につきましては、まず1つは、3月が更新時期ということでございまして、本来であれば3月定例会ということもございしますが、3月定例会で、もし仮に否決されてしまいますとそこからの4月1日という期間がもうどうしても迫ってございますので、私どもとしても余裕を持った対応で今回この12月定例会に提案させていただいている次第でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。課長が言われたことも重々承知していますが、やはり仮に間違っただけで否決されたら次を探すのが難しいという、時間的なものもあると思うんですが、やはりこういうものは、この課は4か月前、この課は1か月前というようなものよりは、むしろ町としてある一定の期間の中で提案するような統一した考え方を持つこともいいのではないかなと思うんですが、その部分についてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 各施設の指定管理業務を行う、指定管理者を指定して業務を行わせる場合は、やはり施設ごとの特性というか特徴ということ等も踏まえて、やはり先ほど産業課長が申したとおり、準備期間であったりだとか、その内容等を鑑みて、半年前が適切なのかあるいは3か月前が適切なのかというのは案ごとで判断しても構わないものというふうに判断しております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第69号大槌駅観光交流施設の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第70号 大槌町中央公民館及び大槌町城山公園体育館の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第70号大槌町中央公民館及び大槌町城山公園体育館の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。  
○生涯学習課長(阿部慈郎君) 議案第70号大槌町中央公民館及び大槌町城山公園体育館  
の管理を行う指定管理者の指定について御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

1、施設の概要①です。こちらは、大槌町中央公民館の概要になります。

区分1、設置目的につきましては、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること、社会教育法の第20条でございます。

名称につきましては、大槌町中央公民館。

位置は、位置につきましては、上閉伊郡大槌町小槌第32地割金崎126です。

構造・面積につきましては、鉄筋コンクリート造りの一部鉄鋼造りの3階建てです。  
延べ床面積は2,447平方メートルでございます。

設置年月日につきましては、1977年、昭和52年の10月31日です。

区分6の施設内容、休館日、閉館時間につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

下の表を御覧ください。

施設の概要②、こちらは城山公園体育館の概要になります。

区分1としまして、設置目的はスポーツ、レクリエーションの普及振興を図るとともに、芸術文化活動とコミュニケーションの拠点として町民生活に密着した多目的な活用に寄与することでございます。

名称は、大槌町城山公園体育館。

位置につきましては、上閉伊郡大槌町小槌第32地割金崎の126番地の7になります。

構造は鉄筋コンクリート造りの2階建て、延べ床面積は2,771平方メートルです。

設置年月日につきましては、1988年、昭和63年の11月1日になります。

区分6の施設内容、休館日、開館時間につきましては、記載のとおりとなりますので省略させていただきます。

裏面をお開きください。

2、指定する団体の概要になります。区分(1)から説明します。

団体の名称は、株式会社大安、所在地につきましては、上閉伊郡大槌町安渡3丁目11番17号、代表職指名は、代表取締役岩崎泰彦、設立年月日は昭和35年3月19日、組織員

数につきましては13名となります。

(6)の主な活動内容としましては、一般常用旅客運送事業、一般廃棄物収集運搬業、浄化槽維持管理業、浄化槽工事業になります。

3の指定管理の期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間になります。

4、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、(1)施設の使用に関する業務、(2)施設の維持管理に関する業務、(3)中央公民館の設置目的を達成するための事業に関する業務、(4)事業計画及び運営状況等の報告となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。澤山美恵子君。

○5番(澤山美恵子君) 確認いたしますけれども、城山体育館というのは、災害時に災害対策本部を立ち上げる場所であるし、また避難所になるわけですが、避難運営というのは管理者がやるんですか。

○議長(小松則明君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(阿部慈郎君) 澤山議員の御質問にお答えします。

実際に災害が起きそうとか起きた場合ですけれども、その場合につきましては、当然先ほどおっしゃられたとおり、避難所とかになるんですが、その場合につきましては、指定管理の受託する方々の協力も得ながらですけれども、実際には防災のほうの担当と協力してこれを運営していくということにしております。

○議長(小松則明君) 澤山美恵子君。

○5番(澤山美恵子君) 役場がやるということで安心しましたけれども、管理者には津波が来てすぐすぐ上がっていけるわけでもないんで、最低限のものを、例えば発電機だったりとかそういったものを出してもらったりとかとするようにはするんですか。

○議長(小松則明君) 防災対策課長。

○防災対策課長(田丸正人君) 防災対策課から回答したいと思います。

2つに分けて述べさせていただきます。

澤山議員御指摘の中央公民館、あるいは体育館に関しましては、委託業者と連携し、防災対策課と避難所運営のノウハウを含めて協議をして、災害時の備蓄品の放出を含めて管理していきたいと、連携していきたいと思っております。

2つ目に、澤山議員の今の御質問は、町全体の施設を俯瞰しての御質問ということで

答弁させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）はい、ちょっと見立  
てが変わるかもしれませんがけれども、防災拠点となります町の公共施設等の耐震化につ  
いてもいい機会ですので、御説明させていただきたいと思います。

学校施設、庁舎、公民館、体育館、集会所、廃校施設等、全20拠点に対しまして、新  
耐震法に適合していない施設は2拠点あります。うち1拠点がいまだ改修が施されてお  
りません。町の防災拠点に耐震化率は95%となります。具体的には、吉里吉里地区の体  
育館がそれに当たります。それらに対する打ち手としましては、来期予定されておしま  
す県からの浸水地域の見直し、これと並行して指定緊急避難場所、あるいは指定避難所  
からの除外も含めて検討していきたいと思っております。それと併せて、建物が耐震化  
されていたとしても、これは中央公民館に限らず、この庁舎を含めてなんですけれ  
ども、この庁舎を一巡するまでもなく地震に対する備え、例えば転倒、落下対策、ある  
いはエレベーター内の簡易トイレの設置ですとか、こういった備えというものにつつま  
しては、ほぼほぼ無防備な状態だと認識しております。これらにつつましては、非常に  
根深い問題だと当課としては考えております。お金と時間をかければ解決できる問題で  
もないと思っております。整理整頓、あるいはしつけを含めた地震対策が必要だと認識  
しております。行き過ぎた言葉かもしれませんが、庁舎内が転倒、落下で整理から始ま  
れば、業務の復旧も遅れてしまいますし、町民に対する影響もばかにできないと思っ  
ております。町民の命を守るという観点でいましては、中央公民館に限らず、全町施設  
に対する地震の対策が必要だと認識しておりますし、これにつつましては担当1つの課  
ではなし得る問題でもありません。非常に行き過ぎた発言かもしれませんが、町長を先  
頭に強い決意と大号令がないと、こうした町施設に対する地震対策は施しきれないと思  
っております。

以上です。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 私のほうからは、これに反対するものではありませんけれど、  
確認しておきたいと思います。

この社会教育法で定めた公民館、これを今回指定管理者にということで、指定管理  
者が行う業務の範囲として（3）の中央公民館の設置目的を達成するための事業に関する  
業務というふうになっております。ということは、これまで教育委員会が担ってきた業  
務を指定管理者が担うことになるわけですけれども、今後教育委員会がどのようにこの



社会教育ということで関わっていくのか、その辺を確認させてください。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 東梅議員の質問にお答えします。

今までは生涯学習課で実際やってきたんですけれども、今後公民館の受託する業者、受託業者のほうがあると。この分につきましては、社会教育法の22条の中に公民館の事業というのがありまして、先ほど東梅議員がおっしゃられたとおり、（3）の目的を達成するための業務というのがあります。この分につきましては、実際に高齢者の生きがいセミナーとか、いろいろなそういった部分とか、あとは女性のひろばとか、そういうふうな事業のほうをやってきております。そのほかに、レクリエーションの関係とか各種団体のそういう、そうじゃなくて、レクリエーションとかそういったことも事業としてやっていくということです。これからですけれども、先ほどの社会教育ということになりますと、生涯学習課のほうでは文化祭とか成人式とか、そういったのを継続してやっていくということになるんですけれども、今後協働まちづくりと、あと今回受託された方と連携を深めながら事業のほうについては進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひこれまで、震災があつて大分行事等も数が少なくなったように見受けられるわけですが、ますます社会教育の場というのは多様化されてきているとはいえ、教育委員会の果たす役割というのは重要だというふうに私は認識しているわけです。そこで、指定管理者と計画を立てる段階からぜひ関わっていただいて、よりよい教育の場を町民に提供できるようにしてほしいというふうに感じるわけです。ぜひ指定管理者任せにならないような形で今後も進めていただければと思います。教育長何かあれば。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 今東梅 守議員から御指摘いただきましたように、全く教育委員会としてもそのとおり考えております。社会教育というのは教育委員会が主となって行ってきたわけですし、今後も施設の管理は指定管理者にお任せいたしますけれども、その社会教育の中身、それについては今後も教育委員会として進めてまいりたいと、そういう考えで今後も進めます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） すみません、先ほどの澤山議員の質問の件で確認です。災害発生時の避難所の運営という形では、普段から、例えば指定管理者と町との話し合いを元に、どういうふうにするかという話は事前にあっていいと思うんですけども、その当日の、発災した場合の避難所としての運営主体は、あくまでも町だというふうに認識してよろしいですね。要するに、指定管理者はあくまでも補佐であって、補佐というか協力することはあっても、あくまでも運営主体は町だと。それから備蓄品なんかに関しても、その辺の整備も町でやる、もしかしたら指定管理者が一部管理するかもしれませんが、そういった整備主体は町のほうでやるという認識でいいかどうかだけ確認させてください。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災対策課長（田丸正人君） 防災対策課からコメントをさせていただきます。

まず、避難所の運営につきましては、避難所運営マニュアルがありまして、その見直しも今並行して行っております。町職員に対する訓練としましては、具体的には今期は中央公民館に対してと、先日は旧金沢小学校で町職員あるいは消防署の職員にも入っていただきまして、避難所運営訓練を行っております。ただし、町職員の頭数にも限りがありますので、夜間、休日等の発災も想定し、地元の方々との連携ということで、避難所運営マニュアルについても今見直しを進めているところです。追って皆様のほうにも開示させていただきたいと思っております。

併せて備蓄品につきましても返答させていただきたいと思っております。

備蓄品の総合計画に基づいた備蓄品、水、食料、発電機等々については、整備と見直しを進めているところでございます。各地域によっても過不足もありますので、避難所の定数を含めて今再配置についても検討しているところです。いずれ有事の際には水、食料が困らないようにということを前提に整備をさらに進めていく所存です。

以上です。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 災害時の対応につきましては、公民館、中央公民館並びに各公民館に関する指定管理との関係におきまして、災害時の責任は町であります。それから、備蓄の管理につきましても町であります。ただし、指定管理者と連携を保ちつつ、適切な運営を図るということでございます。御理解をお願いします。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今副町長が言ったように、当然行政のほうがその上に立つのが分かりますけれども、それとは別に、こういうを出して質問されてきたときに検討してまいりますとか、そういうこれから進めていくんだという、答弁は答弁として本当はそこを決めておいてからの管理の経営を任せるのが本当だと思いますけれども、その辺の前後についてどうお考えですか。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災対策課長（田丸正人君） 返答の仕方がもしかしたら十分ではなかったかもしれませんが、避難所運営マニュアルはしっかりとしたものが現存しております。ただし、それをさらにブラッシュアップさせるということで、今見直しを進めているところです。元になるものはしっかりあり、それに基づいた訓練はされております。

以上です。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 訓練を聞いているんじゃないですよ。当然この管理された場合に、委託業者が管理運営するに当たって、結局、例えばあつてはならない震災とか何かがあったときには、当然行政がその上に立って管理者とともにやるとは思いますが、ただ、そういうことのマニュアルも何もできない上で進めるのかと私は聞いているんですよ。やっぱりそこまで本当はある程度きちっと決めた上でこういうのを移管すべきだと思いますが、その辺についてお聞きしているんです。

○議長（小松則明君） 防災参与。

○防災・協働地域づくり担当参与（島村亜紀子君） 今回の委託に当たりましては、仕様書のほうで、すみません、仕様書のほうで、もし災害が起きたときは館の予約も全て中止して明け渡す、防災対策課のほう、町のほうに明け渡すということを既に盛り込んだ上で募集を行っております。ですので、何も決めていないわけではなく、町が何か災害がありましたときは責任持って対応するというを示しております。

以上です。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 納得しました。その答弁を聞いたかったです。

○議長（小松則明君） 進めましょう。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） すみません、ちょっと確認させてください。この条例案に私は賛成する立場なんですけど、ちょっと今までずっと指定管理するに当たって、この中央公民

館ばかりじゃなくて、指定管理に当たっていろいろなチェックをしてきたと思うんですが、指定するに当たって選考委員会みたいなことを設けて決定したんでしょうか。そして、もし委員会が設置されているのであれば、その委員会の構成をお示しいただければ幸いです。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 指定管理者を決定する際、指定管理者の候補を決定する際は、指定管理者の選考委員会というのを設置いたします。その指定管理者の選考委員会は、外部の委員と、あと役場の職員のほうの構成になっておりまして、5名ないし6名で構成するような形になっております。今回は、中央公民館、城山体育館の分と観光交流施設のほうと2つありますけれども、中央公民館、城山体育館のほうについては6名で、それから観光交流施設のほうについては5名で審査するような形になっております。内容のほう、審査の内容なんですけれども、選定の仕方というのは書類審査とあとは聞き取りの審査と二通りございまして、その当日応募した業者のほうからヒアリングを通して内容等を確認してから審査をするというような流れになっております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 分かりました。5名ないし6名ということですが、改めて、構成メンバーというのを、民間の方が何名、それから役場の方が何名、それをちょっと聞きたかったです。それをちょっと、データがありましたら示していただきたいと思えます。

それから、もう1点、今回中央公民館、城山公園体育館の管理を指定しようとするに当たって、何を一番評価されて決定しようとするのか、そこをお示してください。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 審査委員のほうの構成ですけれども、中央公民館、城山公園体育館のほうについては6名でございまして、そのうち役場職員は4名、民間が2名になります。それから、観光交流施設につきましては、全部で5名で構成しております。そのうち役場のほうでは3名、民間が2名というような内容になります。

それから、審査のほうなんですけれども、まず書類審査、書類審査については設置目的であったりだとか、そのサービスの向上の部分であったりというような項目で、7つの大項目がございます。その大項目からぶら下がる形で管理運営に係る基本方針などの中項目が9つあります。それからまた細分化されて、利用者への対応等の職員研修であ

ったりだとかというような審査の項目が21ありまして、そこで書類審査になります。聞き取りの調査については、応募した動機であったりとか、その施設の設置の理念であったりだとか目的などについてヒアリングをして審査をするというような内容になります。審査結果については、それぞれの審査員でもって点数化するものでございますので、どの項目に偏って審査されているとかというようなことはなくて、審査の内容についてもそれぞれ規定に沿った内容で進めております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第70号大槌町中央公民館及び大槌町城山公園体育館の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第71号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第71号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第71号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

改正後は別表第1及び別表第2で定める構成団体から陸前高田市及び大船渡市営林組合1団体を除くものです。

附則により、この規約は令和4年4月1日から施行されるものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第71号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第72号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第72号岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第72号岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、岩手県沿岸知的障害児施設組合を令和5年3月31日をもって解散しようとすることに関しまして議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第72号岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第73号 岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に關

し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第73号岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第73号岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

次のページの別紙を御覧願います。読み上げいたします。

1、土地。次の土地3筆は宮古市へ無償譲渡する。土地地番、宮古市崎山第5地割88番地、地目は宅地、地積2万5,945.55平方メートル。土地地番、宮古市崎山第5地割98番地4、地目は宅地であり、地積は1,772.35平方メートル。土地地番、宮古市崎山第5地割89番地、地目は山林、地積は4万2,506平方メートルであります。

なお、参考として次のページに航空写真が付してございます。

2、建物。次の表に掲げます13室を含めた建物、延べ面積1,519.04平方メートルは取壊しといたします。

3、動産。動産は原則廃棄いたします。ただし、売却が可能な動産に関しましては入札に付します。

4、基金、岩手県沿岸知的障害児施設組合の財政調整基金は令和4年度岩手県沿岸知的障害児施設組合一般会計に全て繰り入れます。

5、組合の清算に係る剰余金又は不足金等ではありますが、組合の清算事務により生じた剰余金または不足金等は、岩手県知的障害児施設組合同規約に規定する関係市町村の分担金について関係市町村が組合会計初年度から最終年度までに負担した合計負担額の割合に応じて配分し、または負担をさせる。

6、その他。この協議について疑義が生じたとき、またはこの協議に定めのない事項が生じたときは関係市町村がその都度協議の上決定をするとあります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第73号岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第74号 岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の一部変更に関し議決を求めることについて

○議長(小松則明君) 日程第7、議案第74号岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(小笠原純一君) 議案第74号岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の一部変更に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

次のページの新旧対照表を御覧願います。

第14条分担金に令和4年度の分担金の分賦の割合を定めるものでございます。

第15条補則を第16条とし、第15条に新たに事務の承継等とし、組合解散後における事務処理に関し宮古市が承継すること、また本件に係る決算及び監査は地方自治法施行令に基づき宮古市の監査委員の審査に付し、同市の議会の認定に付するものでございます。

なお、附則といたしまして、本規約は岩手県知事の許可があった日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第74号 岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の一部変更に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第75号 令和3年度大槌町一般会計補正予算(第6号)を定めることについて



○議長（小松則明君） 日程第8、議案第75号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第75号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額88万1,000円の増は、子どもための教育・保育給付費交付金等であります。2項国庫補助金、補正額3,038万5,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等であります。3項委託金、補正額3万3,000円の増は、特別児童扶養手当事務委託金であります。

15款県支出金1項県負担金、補正額4,398万1,000円の増は、東日本大震災津波岩手県大槌町合同追悼式に係る負担金及び仮設住宅跡地復旧工事に係る災害復旧費負担金等であります。2項県補助金、補正額512万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別対策事業費補助金等であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額3,499万2,000円の増は、今回の補正財源とする財政調整基金繰入金等であります。

19款1項繰越金補正額9,959万円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款諸収入4項雑入、補正額40万円の減は、学校給食費現年度徴収金等であります。

21款1項町債、補正額5,442万8,000円の減は、臨時財政対策債等であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出1款1項議会費、補正額276万8,000円の減は、議員報酬等であります。

2款総務費1項総務管理費3,448万7,000円の増は、岩手県人事委員会の勧告に鑑み引き下げられた期末手当等の人件費の減、県と合同で開催する東日本大震災追悼式運営業務委託料、寺野地区に整備された子どもセンターの仮設建築部解体撤去工事及び三陸鉄道運行支援交付金等の増であります。2項徴税费29万3,000円の減は人件費であります。3項戸籍住民基本台帳費10万9,000円の減は人件費であります。4項選挙費4万4,000円の減は人件費であります。7項地方創生費、補正額100万円の増は、大槌町UIターン就業支援事業助成金であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額217万3,000円の増は、退職職員の給与費の減及び新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別対策助成金等の増であります。2 項児童福祉費、補正額188万2,000円の増は、岩手県沿岸知的障害児施設組合に対する社会福祉施設整備費補助金の減、放課後児童健全育成事業補助金、保育補助者雇用強化事業補助金等の増であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額620万1,000円の増は、人件費及び健診結果の利活用に向けた情報標準化整備業務委託料等であります。2 項清掃費、補正額64万6,000円の増は、人件費であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額178万8,000円の増は、米価下落に伴う農業緊急支援補助金等であります。2 項林業費、補正額70万円の増は、森林経営管理事業に係る機械器具費であります。3 項水産業費、補正額304万4,000円の増は、漁業資源管理推進事業補助金及び下水道事業会計負担金等であります。

7 款 1 項商工費、補正額752万7,000円の増は、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業等であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額125万2,000円の減は人件費等であります。2 項道路橋梁費、補正額1,450万円の増は、道路除排雪業務委託料及び長井橋橋梁補修工事であります。3 項河川費、補正額40万円の増は準用河川維持管理業務委託料であります。4 項都市計画費、補正額3,418万6,000円の増は下水道会計補助金及び下水道事業会計出資金等であります。

3 ページをお願いいたします。

9 款 1 項消防費75万3,000円の増は、避難経路誘導看板設置委託料であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額16万2,000円の減は人件費等であります。3 項中学校費、補正額 6 万8,000円の増は、町立学園修学旅行支援事業助成金であります。4 項義務教育学校費、補正額1,385万2,000円の増は、大槌学園内擁壁及びのり面調査診断業務委託料等の増であります。5 項社会教育費、補正額146万6,000円の増は、人件費、成人式記念品作成業務委託料及び成人式オンライン配信業務委託料等であります。6 項保健体育費、補正額10万9,000円の増は、給食センター電気設備修繕料等であります。

15 款復興費12 項復興支援費、補正額4,000万円の増は、仮設住宅跡地復旧工事であります。

4 ページをお願いいたします。

第2表地方債補正変更。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため省略いたします。

携帯電話エリア等整備事業630万円、740万円。

社会福祉施設整備事業3,290万円、2,720万円。

道路橋梁整備事業7,170万円、5,490万円。

釜石大槌地区行政事務組合消防本部車両整備事業7,300万円、7,230万円。

臨時財政対策債2億273万7,000円、1億7,040万9,000円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,015万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億4,070万6,000円とするものです。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

7ページをお開きください。4ページをお開きください。

第2表地方債補正変更。

7ページに進みます。

歳入、14款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

2項国庫補助金。進行いたします。

3項委託金。進行いたします。

15款県支出金1項県負担金。

8ページに移ります。

2項県補助金。進行いたします。

18款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金1項繰越金。進行いたします。

20款諸収入4項雑入。進行いたします。

21款町債1項町債。

歳入を終わります。

10ページに移ります。

歳出に入ります。

1款議会費1項議会費。進行いたします。

2款総務費1項総務管理費。進行いたします。失礼いたしました。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 財産管理のところでお尋ねをいたします。

仮設建築物解体撤去工事、これは震災があってNPO団体から大槌町に対して子供たちのために使ってほしいとあって寄附された建物というふうに思いますが、10年たって当初の何もなかった状況から目的を達し子どもセンターが新たに建設されたり、それから学童ができたりと目的を達したというところだと思うんですが、これまで学校のほうで使わなくなってからも民間のほうで使用してきたという経緯があるんですが、こういったまだまだ使用したいという団体はなかったのかどうか。それから、広くこのことを使う団体がなかったか周知したのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今の子どもセンターの応急仮設での今後の利活用の周知の仕方ということですが、2年前にこういう各団体等利用目的があるかどうかということはこの庁内で、庁内というかこの役場の各課へ事業利用意向を照会をかけております。その中では若干利用をしたいという団体も中には少しあったんですけども、この地域が、寺野地区が第一種中高層住居専用地域ということで、利用制限がかなりあると。そういう中で難しいという判断をしておりました。周知方法は各課を通じて行ったという状況であります。

○企画財政課長（太田和浩君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 了解しました。10年たって、いつまでも仮設での運営というのも難しくなってくる、いい方向に進んだというふうに私は理解しているわけです。また、この寄附してくださった団体の方も先日ちょっとお話しする機会がございまして、話をしたら、それは大槌町が復興に近づいたと、前進したといういいほうの捉え方をしてくださいました。ただ、その団体にすれば、多くの方の善意でもって寄附を集めて大槌町に寄附したのも、長く使ってもらいたかったという気持ちはあったんだろうというところが見え隠れはしておりました。ただ、これまで幾つかそういう建物があって、今回はその団体の方はよくよく理解されてきたんですけども、それ以外にもまだ使えるものが廃棄されていくのを見ると、正直言って当時を思い出しながらちょっと寂しい思いもするわけです。何とか利用できるものは利用できなかったのかなと、もっと継続して利用できる方法はなかったのかというところから伺っているわけです。これは発展的解消と考えて了解いたしました。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 私も東梅 守議員さんと同じようなことでちょっと質問させてい

ただきたいんですけども、例えばこれは解体した後の跡地利用というのは計画されているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

現在応急仮設ということで1年更新ということで、県の復興特区の制度の中で今やっております。まず、そういう制度、町としての今後の利用の延長する目的がないということから、まず今回解体させていただくということで、利用、跡地については現在は目的は設定しておりません。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解しました。実は、跡地についてまだ未検討ということであれば、まだ私の知り合いでもNPO団体で民間の施設を借りて高い賃料を払って頑張っている町のために一所懸命頑張っている団体も見受けられます。ですから、例えばまたあそこ、確か今1年更新ですか仮設住宅、1年更新で県のほうに使用とかそういうことを、手続を、事務処理手続きをしていると思うんですが、まだ私が見るには使用に耐えうるような建物ですので、例えば町内でいろいろ声をかけて、団体のところに声をかけてまだ使いたいという団体があれば……。

○議長（小松則明君） 重複しないように。

○2番（白澤良一君） すみません、活用させて、声かけをしても構わないのかなと思って、ちょっと聞いてみました。コメントがあればお願いします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。十分に話し合ってください。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、この用途地域ということなので、いろいろな団体さんについては事務所の利用が制限、今されておりますので、なかなか難しいという判断をして今回解体に至った、決断をしたところであります。

○議長（小松則明君） 少し足りないな、中身について。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、私が質問したのは、今建っているわけですね。申請すれば幾ら仮設であっても事務更新をすれば利用に資することができると思うんです。ですから、解体した後に更地になったところが利用する次の目的があるというのだったらそれはしようがないと思いますけれども、町の中で利用したいという人たちにも声かけをして意見を聞きながら決定したほうがいいかなという、そういう思いで質問させて

いただきました。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長(那須 智君) そもそも、この復興事業における、これ復興推進計画に基づく応急仮設工作物なんですけれども、これはそもそも災害に際して、そのために一時的にそれを使わなければだめであるとか、そういった震災に起因する目的のための応急仮設建築物なので、その目的が終わったら直ちに撤去するというふうに定めになっていることから、次々それを別な目的に転用することは難しいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） もう一度だけは許します。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。今課長さんがおっしゃったのはよく理解しています。目的外使用というのは、それはあってはならないことですが、今現実を考えたときに、現実考えたときにそれを目的外使用されているのでしょうか。それと照らし合わせて、私がお願いしたいのは、先ほども言いましたように、東梅 守議員さんもおっしゃったように、町内の中で民間の施設を借りて高い家賃を借りて、自分たちで出資しながら頑張っているNPO団体も見受けられますので、そういう人たちにも、解体するというのは、それは私も理解しますが、解体するまでは何とかそういう団体の皆さんにも利用させていただけるような手だてが必要かなと私は思って手を上げました。すみません、現状の使い方というのは法律に違反しているんですか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長(那須 智君) 何度も同じ繰り返しになるかも分かりませんが、先ほど言ったように、その団体さんが震災にあって事務所を流出して困っていらっしゃるというようなときのための応急仮設なので、復興推進区画というのはあくまでも東日本特法に基づくものですので東日本大震災に起因したもの、起因したものについては認められる、したがって、もう既に今建っていますけれども、そういったもの、最初子どもセンターは全くそのとおりの目的だったわけです。その後本来であれば早く壊さなきゃだめだったものでしたし、本来であれば今言ったような状態では応急仮設住宅の延長は認められないということになります。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君) 補足説明いたします。

この施設の利活用という観点でいろいろ照会をかけた案件は、本設に移行したものと

して捉えて、恒久的に使える団体がありますかという移行利用の照会でありまして、本設となった場合はこういう事務所はだめですとかいろいろな保育所じゃないとだめですとか、こういう制限に縛られるという状況からの利用目的が現在はないということでの解体ということで理解をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項徴税費。進行いたします。

3項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4項選挙費。進行いたします。

7項地方創生費。

12ページに入ります。

3款民生費1項社会福祉費。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） すみません、社会福祉総務費の扶助費に関して質問します。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴って町民の皆さんにこれを使うことによって補助金を、助成金を出すことによって大変助かると思います。これは福祉灯油のことで理解してよろしいでしょうか。この助成事業のメニューをお伺いします。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

まだ、県のほうでは正式な要綱、実はまだ定められていなくて（案）ということですが、今の議員御質問にありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別対策事業費補助金ということで、原油価格の高騰等によります灯油、石油系の高騰に対して冬期間の経済的負担の軽減を図るものを目的としておりますので、御質問にありますとおり主たる内容といたしましては灯油の購入費、暖房費の購入費に係る一部助成というものになります。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 了解しました。助成することによって大変助かる方もおられますので、例えばこれ住民税の非課税世帯のうち65歳以上の高齢者とそれから一人世帯の対象者にして一律どのぐらいの金額を助成するかお答えいただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回の支給対象は、昨年まで実施しておりました被災者支援と同様で、高齢者世帯、

あとは障害者世帯、あとは独り親世帯のうち住民税が非課税である世帯プラス生活保護を受給されている方ということで、この650万円に関しましては1世帯当たり5,000円の助成金を見込んでおります。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、1世帯当たり5,000円ということですけども、650万円を5,000円で割れば世帯数がありますけれども、時期はいつからいつまでの時期を対象とする期間なんでしょう。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

支給時期、あとは受付に関しましても、昨年まで行っておりましたとおり、今議会の補正予算可決いただいた後に着手をさせていただきたいと思っております。ですので、御案内含めて実際本格的に受付を開始されるのは1月、年明けからかなというふうに見ております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項児童福祉費。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

2項清掃費。

14ページに入ります。

6款農林水産業費1項農業費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 補助金の中の農業労力確保支援補助金ということでお尋ねしますが、この補助金当初予算で100万円計上されて、さらに今回30万円の補正額ということになります。大きな農業経営をする方々にとっては労働力の面で助かるということもあるだろうし、またそこで働く方々にとっては収入を得ることができるということもあるので、これは双方メリットがある部分になると思うんですが、この補助事業の要綱みたいなものを少し説明してもらいたいと思います。ということは、例えば、これは今までなかったと思うので、新たな試みだと思うんですが、例えば1つの生産団体が使えるのは何年まで、あるいは幾らの売上げ以上でなければいけないなどなどの細かい部分があるのであれば、内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。



こちらの事業でございますが、実は令和2年度の当初予算から予算計上してございまして、ですので、令和2年度は私どもの周知も足りなかったのか実績件数ゼロでございました。昨年度から、後半から周知活動を始めまして、今年ようやくといいますか、実は実績があったということでございまして、要綱でございますが、町内に籍を置く農業経営体ということでございまして、1雇用者当たり30万円までが限度でございます。今回の事業に当たりましては、当初100万円ほどの予算を計上してございましたが、事業の浸透によりまして2団体からの申請がございまして、30万円の予算の不足を起こしたので今回補正したということでございます。今後につきましても、分かりやすくこの事業の制度につきましましては周知してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君、失礼いたしました、東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 農業経営の労力を確保する上で行政のほうでこういうものを用意するということは本当に農家の方々にとっては今後の規模拡大等を考えられるきっかけになるのかなということもありますので、ぜひこの部分に関しましては、町内の農家の方々に説明をした上で予算には限度がありますが、皆さんに広くつかっていただき、その結果経営が上向くというところに行政としてお手伝いしてもらえればいいのかと思います。

そこで、次の米の価格下落に伴う120万円の補助なんですけど、この部分に関しましては、本当に今年は米価が極端に下がって大きく稲作をやっている方々は本当に困っていると思うんですが、確か花巻農協でも管内自治体に対しましてそれぞれどうにか支援してくれませんかという要望活動をしていたと承知しています。今回恐らくそれに伴った支援策だと思うんですが、大槌と比べて遠野が、遠野と比べて花巻がということで、面積はそれぞれ違うんですが、こういう部分を大槌町がやるということは本当に意義があると思うんですが、他の自治体と比較してどうなのかというところを教えてください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

こちらにつきましては、JA花巻のほうから要望がございましたので、ございましたので対応したということではございません、あくまでも町としての姿勢として米価対策ということで対応したことでございます。他の市町村の動向でございますが、花巻農協管轄におきましては、ほぼ全市町村が何らかの米価対策を行ってございます。当町につきましては、そのうち釜石、それから遠野市と同じように対策を行ってございまして、収

入保険、それから種子、次期作の種子購入等に対する助成事業でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この財源が国のお金、コロナの臨時交付金ですよ。ですので、単独費はこの部分に入っていないわけですが、米もそうなんです、野菜、そしてまた農業だけでなく水産のほうも、漁業のほうも大変ですよ。ですので、1年ぐらい前にコロナ対策ということで1経営体当たり10万円ほど町のほうでコロナの特別交付金を使ってやっていますが、今の状況を見た場合、そういう部分をもう少し海もおかもちょっと考えてみたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、ちょっとずれますが、1次産業、農業というところでお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回の抜本的な米価対策につきましては、町村会、それからJAも県に対し、県は国に対し要請を行ってございます。根幹的に、確かに水産業等も確かに疲弊している部分もございまして、ただ確実に、あまりにも下落しているというような状況でも、ございませぬというわけでもないんですが、ただ町内としては、やはり町内喚起での循環を図るべきだというふうに考えてございます。状況はつぶさに農協であったり漁協であったりと情報交換してございますので、対応はしてまいりたいと考えてございますが、即座に町として昨年度行ったような対応が必要であるかどうかは、今のところ私は早急には必要ないというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 何か議長は疲れたようだけれども、ここの漁業資源、18番、ここの漁業資源管理推進事業補助金と大槌町新規漁業者支援事業補助金についてちょっとお聞きしたいんですけども、漁業資源管理については魚だけでないと思うんですよ。海藻のこともあるから、これについては今どんどん温暖化になってきて、ワカメも、例えばこの辺にあるワカメ、また逆に南のほうのワカメもあるから、海藻、このまま枯れてきている海にいろいろな施策を講じているけれども、逆に南のほうである程度育つようになった海藻類をこっちに持ってきて、例えばつくってみるとかという、そういう考えはないでしょうか。まずその1点。

それと、この何で新規漁業者の支援がこのくらいになったのかと、この2点についてお聞きします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

まず、漁業資源管理推進事業費の今回の200万円でございます。こちらは秋サケの稚魚の他県からの移入分でございます。魚卵を買ってきて、それをふ化事業に充てるということでございます。ちょっとずれてございましたが、ずれてございましたがという言い方がちょっとあれですが、海藻類に関しましては、今藻場の再生事業を行ってございまして、その中ではここら辺、この近海に生息するような海藻類を今実験的に繁茂事業を行ってございまして、着実に成果が出てきてございます。そういった中では、確かに金崎議員がおっしゃるとおりちょっと南方のほうの海藻類等も確かに検討する余地はあるのかなというふうに考えてございます。ただし、あくまでも実施するのは漁協でございますので、漁協と漁業者の理解の上でそういった部分も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、大槌町の新規漁業者支援事業費に関しましては、こちらは県が主催する学校があるんですけども、海の学校があるんですけども、すみません、ちょっと今名前を忘れてしまって申し訳ございません、そちらに入学すると150万円まで、45歳の方が入学すると1年間150万円ほど、農業でいう次世代人材育成補助金みたいなのが出るんですが、45歳以上の方が今回入学する予定だったんです。ところが、県のほうでそれは支援してあげるからということで、県のほうが施策をつくったので、こちらのほうが、町のほうが単独で支援しようとしていた事業が不要になったので減額するということがございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 大体分かりました。ただ、この間話した経緯ありますけれども、魚卵については以前もやっていたと。北海道からどんどん持ってきてつくったと。そして大体半年以上はサケで食えるんじゃないかという目安でやったはずなんですよ。だからそれも鳴かず飛ばずで、ある程度、考えてみれば失敗に終わったという感じです。そこで、私はこの間の課長の話で、日本海のほうの魚卵をどうでこうでとあるけれども、そのようにして、よそからサケの卵を持ってきてここでつくるんだという考え方があれば、検討するに値すると簡単に言いますけれども、やっぱりもう先取り、先取りしない

と追いつかないんですよ。だからやはりこれは検討でなく、実際少しずつでもいいからやってみるしかないと思いますよ。手をこまねいては、ちょっと漁業組合の仕事だからと課長は言うけれども、確かにそうなのさ。だけれども、実際は、町がこのくらい入り込んでやっているから、やっぱりやらせるしかないと思いますよ。だから、やっぱり金も出すんだから口も当然出すとは思いますが、その辺はやっぱり新たな方策を転じてやらないと、なかなかちょっと今の組合の力がどんどん落ちてきている状態では進歩がないと思うんです。その辺についてもう一度。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

金崎議員の心強いお言葉ありがとうございます。私としても今後につきましても漁協、それから漁業者の皆様とも話し合った上で、この秋サケの増養殖に関しましては、当町の大きな課題でございますので取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。ただ、今回の他県からの卵の購入でございますが、実は全国的にサケが不漁でございます。確実に買えるかどうかはまだはっきり決まっております。ですが、先ほど議員がおっしゃったとおり、何も始めなければ何も変えられませんので、今後におきましても関係者の皆様と協議した上で積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

11時35分まで休憩いたします。酸素を吸ってください。

休 憩

午前11時25分

○

再 開

午前11時35分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

7款から始まります。

7款商工費1項商工費。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 商工費に関連して、ちょっとお尋ねします。町のイベント事業については本当に町内外からたくさんの方が来てにぎわいを見せておられて、この実施に当たって町内の事業者の皆さんとイベントを実施するに当たっては打ち合わせとか相談を経て開催されているのでしょうか。まずそれ1点お願いします。

○議長（小松則明君） この議題でないけれども商工費ということで大きく考えて、産業

振興課長、答えてください。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) 科目にないのでどうお答えすればいいかでございますが。イベントに関しましては、もちろんイベントの内容や、その趣旨に鑑みまして商工会であったり、それから観光交流協会であったりを窓口にしつつ各協力団体と町内の事業者の皆さんと調整を図ってございます。

○議長(小松則明君) 白澤良一君。

○2番(白澤良一君) 申し訳ございません、科目にない、それと関連してという表現を使いました。何でこんな質問をするかという、イベントの開催自体は事業者の方々は知っていると、しかし、詳細についてもっと教えていただければ私たちも協力できるものがあるんじゃないかという、置いてきぼりをされたような気がしているという、そういう事業者の方もございます。私も常々思うんですが、役所というのは地域のサービス産業を担っていると思いますので、例えばその企画とイベントなどの場合には、ぜひ情報発信に努めていただければありがたいなと思って、それによって町内の事業者の方々もきっちりと内容を把握しながら協力できると思いますので、その点について御所見をお伺いしています。

○議長(小松則明君) これ、今回で止めるようにお願いいたします。それについて産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。

不十分だという御意見があれば、それは声の一つとして私どもとしても今後も周知活動を図ってまいりたいというふうに考えてございますけれども、今現在でも私どもとしては十分に対応しているというふうに考えてございます。今後におきましてももちろん町内の皆さんと、もちろんそれは先日の復活まつりと同様に、町内の関係各所の皆さんと一緒に大槌町を盛り上げるような事業に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(小松則明君) 進行いたします。

8款土木費1項土木管理費。

16ページ。

2項道路橋梁費。金崎悟朗君。

○11番(金崎悟朗君) ここの中の工事請負費、長井橋橋梁補修工事と上がっていますけれども、以前から国が始めて橋梁について点検、そして修繕となった事業だと思います

けれども、町行政としてこの橋の橋梁について1年間どのくらいの、例えば数でやっていきたいのか、ある程度、大槌は小さな川に橋が結構できているので、なるべくなら1年に二、三橋ずつもやってもらいたいと思うんです。それでなくても不便を感じている人たちがいますので、何とかこの辺を1件、1件というわけではないけれども、なるべくなら数を早くこなして、使用するようにしていただきたいと思いますけれども。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 金崎議員のおっしゃることはもっともだと思います。ただ、一つ、道路メンテナンス事業ということで国の交付金をいただいておりますので、大体毎年の枠みたいなものがございます。それによって1つの橋にかかる金額によってもちょっと変わったりします。優先度の中では、大体今の状況だと1橋から2橋、3橋までやっている年もあるんですが、ただ、もう1つの問題は、入札をかけてもなかなか落札業者がないという問題もあったりして、なかなか進んでいかないというところもあります。できるだけ道路メンテナンス事業を使って、調査をしながら早急な維持修繕をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3項河川費。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

5項社会教育費。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 委託料の成人式オンライン配信業務委託のところで伺いたいと思います。

このオンライン配信は当日会場に来られない新成人や御家族のために式典の様子をインターネットで配信する予定としているというふうにホームページに記載してありました。1月9日日曜日の午後1時からということなんですけれども、それで、今年の成人式は残念ながら中止になってしまったわけなんですけれども、近隣の自治体を見ると即座に中止ではなくて、夏に延期とした自治体もあるわけです。当町においてもやはり新型コロナウイルスの感染状況がもし思わしくなくなった場合、夏に延期という含みを持たせると

いう、そういった対応の想定はされていないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池議員の質問にお答えします。

去年の成人式のほうは新型コロナの関係で中止になりました。今回の令和4年の分、こちらのほうについては、今現在では一応1月9日の日にちで実施したいというふうに考えております。実際にいろいろな制限とか今はやっている変異株とか、いろいろな部分がございますけれども、それによっては中止というふうなことは一応考えてはいるんですけれども、夏とか時期をずらしてまでというところの議論までちょっと行っていません。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 逆に聞きますけれども、延期にしない理由って何ですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） お答えします。

延期をしないということで決まったということではなくて、今まだそこまで議論のほうが進めていないというところがございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 来月の話ですよ。来月の話です。これは、もしそういった当然変異株の第6波の懸念されている部分もあるので、当然感染状況が思わしくない場合は恐らく中止という方向になるんでしょうけれども、ただ延期という含みをやはり持たせた方がいいんじゃないかと私は思うんです。というのは、実は今年中止になった後に、新成人の親御さんたちが独自に成人式を開催したいということで、それに向けて何度か集まりを持ったということを伺っております。結果的にその途中で頓挫したということなんですけれども、成人式に出席される新成人だけではなくて、成人式というのは親御さんにとっても大変重要なイベントだと思うんです。それと、これは経済的な損失もやはり大きいと思うんです。例えば美容院であるとか、貸衣装屋さんであるとか、また写真屋さんなどは成人式に関係する業者さんの大きいダメージというのは、これは明らかなわけですね。そういう部分も考えて、即中止ということではなくて、近隣の自治体と歩調を合わせながら延期とするのが私は賢明な判断と思うんですが、何かあれば。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） お答えいたします。令和3年度、確かに議員おっしゃ

るとおり中止というのは本当に断腸の思いでの決断でございました。これはあまり繰り返してはならないという思いは当然教育委員会としても持っております。なので、令和4年度に関しては中止という即座な決定という考えは持ってはございません。どうあるべきかを当然、そういう感染状況を当然踏まえてなんですが、それは検討していきたいという思いで当然動きたいと思って考えております。ただ、今の状況を見ますと、まず1月9日開催でございます。今のこの状態がどうにか行けるんじゃないかという思いで一応おります。それと、あとこのオンライン配信につきましても、一応感染対策ということでご家族お二人までの、一応会場に入れるという考えで今進めてございます。ただ、やはり今言ったとおり、おじいちゃん、おばあちゃん、様々な方もやっぱり見たいという思いは当然あるだろうということから、今進めているのは、まず中央公民館の大会議室のほうにも別添でライブ配信で見られるような状況、あとは社会教育委員会の中でも意見が出たんですが、山の上だけじゃなくて地域の人たちにもやっているんだというように知らせる方法はないのかということ踏まえまして、ちょっと急遽ではあったんですが、おしゃっちのほうでもライブ配信をしたいということで、今鋭意努力している最中でございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

18ページ、6項保健体育費。進行いたします。

12項復興支援費。15款復興費12項復興支援費。

質疑を終わります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第75号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第76号 令和3年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて



○議長（小松則明君） 日程第9、議案第76号令和3年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第76号令和3年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、3款国庫支出金2項国庫補助金、補正額89万6,000円の増は、地域支援事業交付金等の増であります。増によるものであります。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金、補正額29万5,000円の増は、地域支援事業交付金の増によるものであります。

5款県支出金3項県補助金、29万8,000円の増は、地域支援事業交付金の増によるものであります。

7款繰入金1項一般会計繰入金159万8,000円の減は、一般会計繰入金等の減によるものであります。

2ページをお開きください。

歳出、1款総務費1項総務管理費、補正額55万円の増は、介護システム改修委託料の増によるものであります。

4款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス費、補正額35万円の増は第1号介護予防支援事業委託料の増によるものであります。2項一般介護予防事業費74万1,000円の増は、人件費の増によるものであります。3項包括的支援事業・任意事業費83万7,000円の増は、人件費の増によるものであります。

5款介護予防支援事業費1項介護予防支援事業費217万1,000円の減は、人件費の減によるものであります。

6款基金積立金1項基金積立金41万6,000円の減は、基金積立の減によるものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,877万6,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入、3款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金。進行いたします。

5款県支出金3項県補助金。

6ページに移ります。

7款繰入金1項一般会計繰入金。

歳入を終わります。

7ページに入ります。

歳出、1款総務費1項総務管理費。進行いたします。

4款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費。進行いたします。

2項一般介護予防事業費。進行いたします。

3項包括的支援事業・任意事業費。進行いたします。

8ページ。

5款介護予防支援事業費1項介護予防支援事業費。進行いたします。

6款基金積立金1項基金積立金。

歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第76号令和3年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第77号 令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第77号令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第77号令和3年度大槌町下水道事業会計補正

予算（第1号）を定めることについて御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条令和3年度大槌町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款公共下水道事業収益、補正予定額4,913万1,000円の減、計7億4,717万7,000円。第1項営業収益、補正予定額797万9,000円の減は、雨水処理負担金の減額によるものであります。第2項営業外収益、補正予定額4,115万2,000円の減は、主に資産の減少、除却に伴う長期前受金戻入の減額であります。

第2款漁業集落排水事業収益、補正予定額884万4,000円の増、計1億9,890万8,000円。第1項営業収益、補正予定額106万3,000円の増は、雨水処理負担金の増額によるものであります。第2項営業外収益、補正予定額778万1,000円の増は、主に分流式下水道等に要する経費及び長期前受金戻入の増額であります。

支出、第1款公共下水道事業費用、補正予定額3,789万8,000円の減、計7億5,467万7,000円。第1項営業費用、補正予定額3,793万5,000円の減は、主に有形固定資産減価償却費の減額であります。

第2款漁業集落排水事業費用、補正予定額1,520万4,000円の増、計1億9,890万8,000円。第1項営業費用、補正予定額1,518万5,000円の増は、主に有形固定資産減価償却費の増額であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,165万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとするに改めるものであります。

収入、第1款公共下水道事業資本的収入、補正予定額94万5,000円の増、計3億6,153万7,000円。第1項企業債、補正予定額3,230万円の減は、建設企業債及び資本費平準化債の減額であります。第2項補助金、補正予定額810万円の増は、資本的収支不足補填分の増額であります。第3項出資金、補正予定額2,514万5,000円の増は、第2項と同様、資本的収支不足補填分の増額であります。

第2款漁業集落排水事業資本的収入、補正予定額480万円の減、計1億2,495万1,000

円。第1項企業債、補正予定額480万円の減は、資本費平準化債の減額によるものであります。

支出、第2款漁業集落排水事業資本的支出、補正予定額20万円の増、計7,441万7,000円。第2項企業債償還金、補正予定額20万円の増は、企業債償還金の増額であります。

第4条、予算第6条に定めた企業債について、次のとおり改める。起債の目的、公共下水道事業、補正前の限度額1億3,940万円を、補正後は3,230万円減額して限度額1億710万円に変更し、漁業集落排水事業においては補正前の限度額2,010万円を、補正後は480万円減額して限度額1,530万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

第5条、予算第9条に定めた議会の議決経なければ流用することができない経費、2,502万3,000円を2,534万2,000円に改めるものであります。

第6条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、4,217万8,000円を5,090万9,000円に改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

2ページをお開きください。

第4条企業債。

7ページに移ります。

令和3年度大槌町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、7ページ、8ページ全部です。よろしいでしょうか。

9ページに移ります。

令和3年度大槌町下水道事業予定損益計算書。

1 営業収益。進行いたします。

営業費用。進行いたします。

営業外収益。進行いたします。

営業外費用。進行いたします。

特別利益。進行いたします。

特別損失。進行いたします。

11ページに入ります。

令和3年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、資産の部。進行いたします。

負債の部。進行いたします。

13ページ、資本の部。

15ページに移ります。

令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）説明書。

収益的収入及び支出、収入、1款公共下水道事業収益1項営業収益。進行いたします。

2項営業外収益。進行いたします。

2款漁業集落排水事業収益1項営業収益。進行いたします。

2項営業外収益。進行いたします。

17ページに入ります。

支出、1款公共下水道事業費用1項営業費用。

3項特別損失。進行いたします。

2款漁業集落排水事業費用1項営業費用。進行いたします。

3項特別損失。進行いたします。

19ページに入ります。

資本的収入及び支出。収入、1款公共下水道事業資本的収入1項企業債。

2項補助金。

3項出資金。

20ページ、2款漁業集落排水事業資本的収入1項企業債。進行いたします。

21ページ、支出、2款漁業集落排水事業資本的支出2項企業債償還金。

質疑を終わります。

これより議案第77号令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 請願第3号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出方針を撤回し、安全な処理方法の確立を求める請願

○議長（小松則明君） 日程第11、請願第3号東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出方針を撤回し、安全な処理方法の確立を求める請願を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。菊池忠彦委員長、御登壇願います。

（産業建設常任委員長 菊池忠彦委君 登壇）

○産業建設常任委員長（菊池忠彦君） 請願第3号東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出方針を撤回し、安全な処理方法の確立を求める請願について、審査結果を報告いたします。

本請願は、今定例会において付託され、12月7日に委員会を招集し審査いたしました。ALPS処理水の海洋放出については、科学的に安全性が確立されておらず、自然環境への影響や風評被害の発生は必至であり、そこに暮らす人々の生活を根底から揺るがすことにつながりかねないものである。よって、国は科学的に安全性が確立されていない段階での今般のALPS処理水の海洋放出方針を撤回し、安全な処理及び保管方法を確立するためトリチウムの除去について積極的に技術開発に取り組むべきであるという考えから、委員会はこれを採択することに決定いたしました。

審査結果は、請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。本案は付託案件でありますので質疑を終結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより請願第3号東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出方針を撤回し、安全な処理方法の確立を求める請願を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩

午後 0時05分

○

再 開

午後 0時13分

○副議長（芳賀 潤君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま、議案2件、発議案1件が追加提出されました。

会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（芳賀 潤君） 異議なしと認めます。よって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 議案第78号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第79号 令和3年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて

○副議長（芳賀 潤君） 追加日程第1、議案第78号工事請負契約の締結についてから、追加日程第2、議案第79号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてまで2件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。  
総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和3年12月大槌町議会定例会における追加議案2件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

議案第78号工事請負契約の締結については、普通河川生井沢川河川改修工事に係る変更契約であります。

議案第79号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについては、新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯等臨時特別支援事業に係る補正であり、歳入歳出予算に7,837万6,000円を増額し、歳入歳出総額を118億1,908万2,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（芳賀 潤君） 追加日程第1、議案第78号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○技監兼地域整備課長(那須 智君) 1、契約の目的。普通河川生井沢川河川改修工事。

2、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町大槌第7地割112番1、有限会社小松組、代表取締役小松康朗です。

今回の契約は変更契約でございます。変更前の契約金額1億1,910万2,500円を、542万3,000円増額して、1億2,452万5,500円にする変更契約でございます。

次のページの資料をお開きください。

仮契約は令和3年12月3日に行っております。

変更理由は各工種の数量精査に伴う金額の増でございます。

計画平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長(芳賀 潤君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第78号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(芳賀 潤君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

午後 0時17分

○

再 開

午後 0時18分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

追加日程第2、議案第79号令和3年度大槌町一般会計補正予算(第7号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君) 議案第79号令和3年度大槌町一般会計補正予算(第7号)を定めることについて御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金2項国庫補助金、補正額7,837万6,000円の増は、子育て世帯等臨時特例支援事業費補助金であります。



2 ページをお願いします。

歳出、3 款民生費 2 項児童福祉費、補正額7,837万6,000円の増は、子育て世帯等臨時特別支援給付金及び支給に係る事務費であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,837万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ118億1,908万2,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入、14款国庫支出金、国庫補助金、一括します。進行いたします。

歳出、一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第79号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第3 発議案第4号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出方針を撤回し、安全な処理方法の確立を求める意見書（案）の提出について

○議長（小松則明君） 追加日程第3、発議案第4号東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出方針を撤回し、安全な処理方法の確立を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 発議案第4号東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出方針を撤回し、安全な処理方法の確立を求める意見書（案）の提出について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、今定例会において請願第3号として提出され、先ほどの本会議

において採択されましたことから、意見書を提出することといたしました。

提案の趣旨は意見書案のとおりでございますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 本件につきましては、議会運営委員会で調整されておりますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ございませんので、質疑、討論を終結いたします。

これより発議案第4号東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出方針を撤回し、安全な処理方法の確立を求める意見書（案）の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

12月定例会の閉会に当たり、一言挨拶申し上げます。

この1年を振り返ってみると、昨年から引き続き新型コロナウイルス感染症から住民の安全安心を守るために当局とともに取り組んだ1年であったと思います。ワクチン接種等により現在は全国的にも感染者は低い水準に推移しておりますが、新たな変異ウイルス、オミクロン株の感染拡大が懸念されております。これから年末年始に向かいますが、引き続き感染対策には十分留意され、来る新しい年を元気で迎えらるよう御祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年12月大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午後0時25分

上記令和3年12月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員